

「イツコム法人サービス契約約款」の改定内容について

1. 改定目的

- ・「イツコムS I M（法人）契約約款」に基づく「イツコムS I M」を編入
- ・用語の定義について整理
- ・軽微な修正

2. 改定内容

改定前	改定後（案）																																
2020年07月15日	2026年04月01日																																
<p>第3条（用語の定義） 共通約款においては使用する用語は、次の意味で使用します。</p> <table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr></thead><tbody><tr><td>申込者</td><td>基本サービスの利用申し込みをする法人</td></tr><tr><td>加入者</td><td>当社と利用契約を締結している法人</td></tr><tr><td>利用者</td><td>加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr><tr><td>利用契約</td><td>当社から基本サービスの提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr></tbody></table>	用語	用語の意味	申込者	基本サービスの利用申し込みをする法人	加入者	当社と利用契約を締結している法人	利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者	(新設)		(新設)		利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約	(省略)	(省略)	<p>第3条（用語の定義） 共通約款においては使用する用語は、次の意味で使用します。</p> <table border="1"><thead><tr><th>用語</th><th>用語の意味</th></tr></thead><tbody><tr><td>申込者</td><td>基本サービスの利用申し込みをする法人、または当社が認める個人</td></tr><tr><td>加入者</td><td>当社と利用契約を締結している法人</td></tr><tr><td>利用者</td><td>加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者</td></tr><tr><td>従業員等</td><td>加入者の役員、正規職員、正社員、非常勤職員、契約社員、派遣社員、臨時職員、パートおよびアルバイト</td></tr><tr><td>第三者</td><td>当社、加入者または従業員等のいずれにも属さない者</td></tr><tr><td>利用契約</td><td>当社から基本サービスの提供を受けるための契約</td></tr><tr><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr></tbody></table>	用語	用語の意味	申込者	基本サービスの利用申し込みをする法人、または当社が認める個人	加入者	当社と利用契約を締結している法人	利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者	従業員等	加入者の役員、正規職員、正社員、非常勤職員、契約社員、派遣社員、臨時職員、パートおよびアルバイト	第三者	当社、加入者または従業員等のいずれにも属さない者	利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約	(省略)	(省略)
用語	用語の意味																																
申込者	基本サービスの利用申し込みをする法人																																
加入者	当社と利用契約を締結している法人																																
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者																																
(新設)																																	
(新設)																																	
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約																																
(省略)	(省略)																																
用語	用語の意味																																
申込者	基本サービスの利用申し込みをする法人、または当社が認める個人																																
加入者	当社と利用契約を締結している法人																																
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、基本サービスを利用する者																																
従業員等	加入者の役員、正規職員、正社員、非常勤職員、契約社員、派遣社員、臨時職員、パートおよびアルバイト																																
第三者	当社、加入者または従業員等のいずれにも属さない者																																
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約																																
(省略)	(省略)																																
<p>第4条（基本サービスの内容） 当社は、加入者が基本サービスの利用契約を締結することにより、下記に定めるサービスを提供するものとします。基本サービスを利用する場合、共通約款と基本サービス約款をあわせて定めるものとします。</p> <p>（1）イツコム光接続サービス契約約款に定める「イツコム光接続サービス」</p>	<p>第4条（基本サービスの内容） 当社は、加入者が基本サービスの利用契約を締結することにより、下記に定めるサービスを提供するものとします。基本サービスを利用する場合、共通約款と基本サービス約款をあわせて定めるものとします。</p> <p>（1）イツコム光接続サービス契約約款に定める「イツコム光接続サービス」</p>																																

<p>2. 契約できる「サービス品目」および「オプションサービス種目」は、基本サービス約款に別に定めるものとします。</p>	<p>(2) イツコム SIM (法人) 契約約款に定める「イツコム SIM」</p>
<p>第6条 (利用契約の単位と有効期間)</p> <p>利用契約の締結の単位は、基本サービス毎に基本サービス約款に別に定めるものとします。</p> <p>2. 当社との基本サービスの契約締結は、1件の利用契約につき1法人に限ります。</p> <p>3. 利用契約の有効期間は、第8条 (利用契約の成立と利用開始日) 第2項に定める利用開始日の属する月から 12ヶ月間とします。ただし、契約期間満了の1ヵ月前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、各サービスの有効期間については、基本サービス約款に別に定めるものとします。</p>	<p>第6条 (利用契約の単位と有効期間)</p> <p>利用契約の締結の単位は、基本サービス毎に基本サービス約款に別に定めるものとします。</p> <p>2. 当社との基本サービスの契約締結は、1件の利用契約につき1法人に限ります。</p> <p>3. 利用契約の有効期間は、第8条 (利用契約の成立と利用開始日) 第2項に定める利用開始日の属する月から 12ヶ月間を経過した月の末日までとします。ただし、契約期間満了の1ヵ月前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、各サービスの有効期間については、基本サービス約款に別に定めるものとします。</p>
<p>第7条 (利用契約の申し込み)</p> <p>申込者は、共通約款および基本サービス約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。</p> <p>2. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。</p>	<p>第7条 (利用契約の申し込み)</p> <p>申込者は、共通約款および基本サービス約款に同意のうえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。</p> <p>2. 当社は前項に加えて、「イツコム SIM」の申込者および利用者に対し、申込者の本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）（平成17年法律第31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の申込者を特定する情報の確認を行うことをいます。）書類の提出を求めることがあるものとします。</p> <p>3. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。</p>
<p>第8条 (利用契約の成立と利用開始日)</p> <p>利用契約は、基本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとしま</p>	<p>第8条 (利用契約の成立と利用開始日)</p> <p>利用契約は、基本サービスの申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとしま</p>

<p>す。</p> <p>2．前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。</p> <p>3．利用契約成立後、基本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。なお、基本サービスの利用に、機器等の設置や設備および回線等の工事が必要なサービスは、設置および工事が完了した日とします。</p> <p>4．第10条（契約内容の変更）の規定により特定のサービス品目または機器等が変更または追加されたとき、また第25条（機器の故障）の規定により機器が交換されたときは、当該サービス品目および機器等が設置された日を利用開始日と定めます。</p>	<p>す。</p> <p>2．前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。</p> <p>3．利用契約成立後、基本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。なお、基本サービスの利用に、機器等の設置や設備および回線等の工事が必要なサービスは、設置および工事が完了した日とします。また、基本サービスの利用にSIMカードまたは端末等が必要なサービスは、その引き渡しもしくは発送が行われた日とします。ただし、「イツコム SIM」の音声プランは、番号ポータビリティで申し込みをする場合に限り、加入者から当社に開通依頼の請求があった日とします。加入者からの請求がない場合は、当社が指定した日とします。</p> <p>4．第10条（契約内容の変更）の規定により特定のサービス品目または機器等が変更または追加されたとき、また第25条（機器の故障）の規定により機器が交換されたときは、当該サービス品目および機器等が設置された日を利用開始日と定めます。</p>
<p>第9条（申し込みの承諾）</p> <p>当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合</p> <p>(2) 申込者が共通約款および基本サービス約款に違反するおそれがある場合</p> <p>(3) 申し込み内容に虚偽があった場合</p> <p>(4) 基本サービスの提供が著しく困難である場合 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条（申し込みの承諾）</p> <p>当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合</p> <p>(2) 申込者が共通約款および基本サービス約款に違反するおそれがある場合</p> <p>(3) 申し込み内容に虚偽があった場合</p> <p>(4) 基本サービスの提供が著しく困難である場合</p> <p>(5) 申込者もしくは申込者と同一法人や同一世帯とみなせる者がこれまでに当社との利用契約において、契約上必要な支払い義務を怠ったことにより契約を解除されたことがあり、かつ当社指定の支払方法に応じられない場合</p> <p>(6) 当社が第7条（利用契約の申し込み）第2項に基づく書類の提出を求めたにもかかわらず、申込者がその書類の提出を拒んだ場</p>

<p>(5) その他、契約締結が不適切である、あるいは、基本サービスの提供に関わる事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合</p> <p>2. 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。</p>	<p>合</p> <p>(7) その他、契約締結が不適切である、あるいは、基本サービスの提供に関わる事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合</p> <p>2. 申込者が個人のとき、当社は第7条（利用契約の申し込み）に定める内容に加えて、別途条件を通知する場合があるものとします。その場合、申込者は当社の定める書類を当社に提出するものとします。</p> <p>3. 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。</p>
<p>第10条（契約内容の変更）</p> <p>加入者は、基本サービスおよびサービス品目の変更または追加を請求することができます。この場合、加入者は希望日の1ヵ月前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。</p> <p>（新設）</p> <p>2. 前項における契約変更日については、第8条（利用契約の成立と利用開始日）を準用するものとします。</p> <p>3. 前二項における変更の承諾については、前条（申し込みの承諾）を準用するものとします。</p> <p>4. 加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金等支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に届け出るものとします。</p>	<p>第10条（契約内容の変更）</p> <p>加入者は、基本サービスおよびサービス品目の変更または追加を請求することができます。この場合、加入者は希望日の1ヵ月前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。</p> <p>2. 加入者は、複数の基本サービス、サービス品目および機器等を利用している場合、毎月月末付にて一部を解約することができます。この場合、加入者は変更希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。</p> <p>3. 第1項における契約変更日については、第8条（利用契約の成立と利用開始日）を準用するものとします。</p> <p>4. 前三項における変更の承諾については、前条（申し込みの承諾）を準用するものとします。</p> <p>5. 加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金等支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に届け出るものとします。</p> <p>6. 「イツコムＳＩＭ」の加入者は、利用者が変更となる場合、当社にその旨を通知するものとします。</p>

<p>第 14 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）</p> <p>加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の 1 カ月前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>2．基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 12 カ月間とします。申し出した期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時点のサービス品目で基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。</p> <p>3．前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後 12 カ月以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。</p> <p>4．当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>5．当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。</p> <p style="color: red;">6．「イツコム S I M」において、加入者が S I M カードの盗難・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断およびその解除を希望する場合には、当社所定の方法により行うものとします。一時中断およびその解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。また、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関わらず、加入者の負担とします。</p>	<p>第 14 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）</p> <p>加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の 1 カ月前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。</p> <p>2．基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長 12 カ月間とします。申し出した期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は一時停止開始日時点のサービス品目で基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。</p> <p>3．前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後 12 カ月以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。</p> <p>4．当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>5．当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。</p> <p style="color: red;">6．「イツコム S I M」において、加入者が S I M カードの盗難・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断およびその解除を希望する場合には、当社所定の方法により行うものとします。一時中断およびその解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。また、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関わらず、加入者の負担とします。</p>
---	---

<p>第 18 条（当社が行う利用契約の解除）</p> <p>第 6 条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項および第 35 条（オプションサービスの停止）第 1 項の規定により、基本サービスおよび特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合</p> <p>(2) 設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合</p> <p>(3) 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、当社の施設の変更を余儀なくされ、かつ当社の施設の代替構築が困難な場合</p> <p>(4) 加入者が基本サービスを利用している建物において、建物基本契約等が解約された場合</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p>(5) その他当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合</p> <p>2. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4. 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの提供終了日と定めます。</p>	<p>第 18 条（当社が行う利用契約の解除）</p> <p>第 6 条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項および第 35 条（オプションサービスの停止）第 1 項の規定により、基本サービスおよび特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合</p> <p>(2) 設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合</p> <p>(3) 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、当社の施設の変更を余儀なくされ、かつ当社の施設の代替構築が困難な場合</p> <p>(4) 加入者が基本サービスを利用している建物において、建物基本契約等が解約された場合</p> <p style="color: red;">(5) 当社が加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき</p> <p>(6) その他当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合</p> <p>2. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>4. 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの提供終了日と定めます。</p>
<p>第 20 条（加入者の支払い義務）</p> <p>加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を次の起算日に当社に支払う義務を負うものとします。</p>	<p>第 20 条（加入者の支払い義務）</p> <p>加入者は、その契約内容に応じ、前条（料金等）で規定する料金等を次の起算日に当社に支払う義務を負うものとします。</p>

項目名	起算日	項目名	起算日
月額利用料	当該契約の利用開始日	月額利用料	当該契約の利用開始日
契約事務手数料	当該契約の利用開始日	契約事務手数料	当該契約の利用開始日
再発行手数料	当該契約の利用開始日	再発行手数料	当該契約の利用開始日
解約料金	当該契約の解約日	解約料金	当該契約の解約日
違約金	当該契約の解約日	(削除)	(削除)
機器購入費	当該契約の機器を購入、または設置が完了した日	機器購入費	当該契約の機器を購入、または設置が完了した日
機器損害金	当該契約の機器の破損、紛失または返還しないことが確認された日	機器損害金	当該契約の機器の破損、紛失または返還しないことが確認された日
工事費	当該施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日	工事費	当該施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日
端末修理費	当該機器の修理、または設置が完了した日	端末修理費	当該機器の修理、または設置が完了した日
その他料金等	当社が定める日	その他料金等	当社が定める日
2. 第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）の規定により、当社が基本サービスの提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。 (新設)	2. 第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）の規定により、当社が基本サービスの提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。	3. 前項の規定にかかわらず、「イツコム S I M」においては、加入者が S I M カードの盗難・紛失その他の事由により基本サービス提供の一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします。	4. 第 16 条（当社が行う基本サービス提供の休止）の規定により、当社が基本サービスの提供の休止を行った場合における当該休止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、基本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、当社は、対象となる加入者に対し第 39 条（損害賠償の免責および特約事項）第 2 項および第 3 項に基づく対応を行うものとします。
第 22 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）	第 22 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）	第 22 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）	第 22 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

<p>第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項、第 3 項、第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項および第 34 条（オプションサービスの解約）第 1 項の規定により、月の途中で利用契約およびオプションサービス利用契約が解除されたときは、料金等は、第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項および第 34 条（オプションサービスの解約）第 2 項、第 3 項に定める利用終了日、および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>2. 基本サービス約款に定める最低利用期間内に解約・解除等により利用契約を終了した場合、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する月額利用料とし、加入者は、当社が定める期限までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとします。</p>	<p>第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項、第 3 項、第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項および第 34 条（オプションサービスの解約）第 1 項の規定により、月の途中で利用契約およびオプションサービス利用契約が解除されたときは、料金等は、第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項および第 34 条（オプションサービスの解約）第 2 項、第 3 項に定める利用終了日、および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。</p> <p>2. 共通約款または基本サービス約款に定める最低利用期間内に解約・解除等により利用契約を終了した場合、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する月額利用料とし、加入者は、当社が定める期限までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとします。</p>
<p>第 24 条（機器）</p> <p>加入者は、料金表に定めるレンタル料を支払うことで当社より機器の貸与を受けることができます。ただし、サービスにより提供条件がある場合、基本サービス約款の定めによるものとします。</p> <p>2. 利用するサービスで機器を購入することができる場合、加入者は、料金表に定める機器購入費を支払うことで当社より機器を購入することができます。この場合、第 20 条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了されたときに、加入者に所有権が移るものとします。なお、機器の保証期間は、各サービスの基本サービス約款に別に定めるものとします。</p> <p>3. 第 1 項において、第 10 条（契約内容の変更）第 3 項に定める契約変更日、第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項に定める利用終了日および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める提供終了日</p>	<p>第 24 条（機器）</p> <p>加入者は、料金表に定めるレンタル料を支払うことで当社より機器の貸与を受けることができます。ただし、サービスにより提供条件がある場合、基本サービス約款の定めによるものとします。</p> <p>2. 利用するサービスで機器を購入することができる場合、加入者は、料金表に定める機器購入費を支払うことで当社より機器を購入することができます。この場合、第 20 条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了されたときに、加入者に所有権が移るものとします。なお、機器の保証期間は、各サービスの基本サービス約款に別に定めるものとします。</p> <p>3. 第 1 項において、第 10 条（契約内容の変更）第 4 項に定める契約変更日、第 17 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項に定める利用終了日および第 18 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める提供終了日</p>

<p>に、加入者は、当社に機器を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。</p> <p>4．加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。</p> <p>5．加入者は、当社が提供する専用機器以外の機器を使用して基本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。</p> <p>6．当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する機器を変更する場合があります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。</p> <p>(新設)</p>	<p>に、加入者は、当社に機器を返還するものとします。</p> <p>4．加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。</p> <p>5．加入者は、当社が提供する専用機器以外の機器を使用して基本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。</p> <p>6．当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する機器を変更する場合があります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。</p> <p>7．加入者が故意または過失により貸与を受けた機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。</p>
<p>第 25 条（機器の故障）</p> <p>加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。</p> <p>2．当社より貸与を受ける機器もしくは購入した機器の保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。</p> <p>3．前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。</p> <p>4．前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 25 条（機器の故障）</p> <p>加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。</p> <p>2．当社より貸与を受ける機器もしくは購入した機器の保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。</p> <p>3．前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。</p> <p>4．前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。</p> <p>5．「イツコム S I M」については、本条は適用しないものとします。</p>

<p>第 35 条（オプションサービスの停止）</p> <p>当社は、加入者が第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。なお、加入者の希望によるオプションサービスのみの停止を行うことはできません。</p> <p>2．当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 35 条（オプションサービスの停止）</p> <p>当社は、加入者が第 14 条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）第 1 項、第 2 項および第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）第 1 項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止または解除することがあります。なお、加入者の希望によるオプションサービスのみの停止を行うことはできません。</p> <p>2．当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p>
<p>第 37 条（オプションサービスの廃止）</p> <p>当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。</p> <p>2．当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の 3 カ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 37 条（オプションサービスの廃止）</p> <p>当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、オプションサービスを廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとし、この日を当該オプションサービスの提供終了日と定めます。</p> <p>2．当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の 3 カ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知するものとします。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p>
<p>第 41 条（機密保持義務）</p> <p>加入者は、機密情報を基本サービス利用の目的においてのみ使用するものとし、利用契約の目的以外に使用してはならないものとします。</p> <p>2．加入者は、機密情報を当社の施設および本施設（加入者の事務所を含みます。）において使用するものとし、当社による事前の書面による承諾がない限り、当該施設以外における持ち出しありび使用を禁じるものとします。</p> <p>3．加入者は、機密情報の取り扱いについて、漏</p>	<p>第 41 条（機密保持義務）</p> <p>加入者は、機密情報を基本サービス利用の目的においてのみ使用するものとし、利用契約の目的以外に使用してはならないものとします。</p> <p>2．加入者は、機密情報を当社の施設および本施設（加入者の事務所を含みます。）において使用するものとし、当社による事前の書面による承諾がない限り、当該施設以外における持ち出しありび使用を禁じるものとします。</p> <p>3．加入者は、機密情報の取り扱いについて、漏</p>

<p>洩、滅失または毀損（以下「漏洩等」といいます。）および不正アクセスを防止するべく必要かつ適切な措置を講じるものとし、善良な管理者の注意をもって厳重に当該機密情報の管理および保管に努めるものとします。</p> <p>4．加入者は、機密情報の全部または一部を複製してはならないものとします。ただし、当社による事前の書面による承諾がある場合は、この限りではありません。</p> <p>5．加入者は、当社より開示または提供された機密情報の所有権等を当社が所有することを確認し、当該機密情報に関して、一切の権利等を主張しないものとします。</p> <p>6．加入者は、基本サービスを利用するにあたり、最低限必要とされる加入者の役員および従業員（契約社員、派遣社員、パートおよびアルバイトを含む。以下「従業員等」といいます。）に対してのみ機密情報を開示または提供できるものとし、第三者に対して当社による事前の書面による承諾なしに機密情報の全部または一部を開示または提供してはならないものとします。なお、加入者は、従業員等に対して、本契約の遵守につき一切の責任を負うものとし、当該従業員等が退職した場合も同様とします。</p> <p>7．当社は、必要に応じて、機密情報の管理状況について加入者に報告を求める能够とするものとし、当社が機密情報の管理状況を監査する必要があると判断した場合は、加入者は、これに協力をしなければならないものとします。</p> <p>8．前項による報告または監査の結果、加入者の機密情報の管理状況が適當ではないと当社が判断した場合、当社は、加入者に対し、当該機密情報の管理を改善するよう請求する能够とするものとし、加入者はこれに誠実に対処するものとします。</p> <p>9．加入者は、機密情報の漏洩等が発生した場合、またはそのおそれがある場合、直ちに当社に対し当該漏洩等に係る事実関係を通知するものとし、当社の指示に従い、原因究明に努め、必要かつ適切な措置を講じるものとします。</p>	<p>洩、滅失または毀損（以下「漏洩等」といいます。）および不正アクセスを防止するべく必要かつ適切な措置を講じるものとし、善良な管理者の注意をもって厳重に当該機密情報の管理および保管に努めるものとします。</p> <p>4．加入者は、機密情報の全部または一部を複製してはならないものとします。ただし、当社による事前の書面による承諾がある場合は、この限りではありません。</p> <p>5．加入者は、当社より開示または提供された機密情報の所有権等を当社が所有することを確認し、当該機密情報に関して、一切の権利等を主張しないものとします。</p> <p>6．加入者は、基本サービスを利用するにあたり、従業員等のうち最低限必要とされる者に対してのみ機密情報を開示または提供できるものとし、第三者に対して当社による事前の書面による承諾なしに機密情報の全部または一部を開示または提供してはならないものとします。なお、加入者は、当該従業員等に対して、本契約の遵守につき一切の責任を負うものとし、当該従業員等が退職した場合も同様とします。</p> <p>7．当社は、必要に応じて、機密情報の管理状況について加入者に報告を求める能够とするものとし、当社が機密情報の管理状況を監査する必要があると判断した場合は、加入者は、これに協力をしなければならないものとします。</p> <p>8．前項による報告または監査の結果、加入者の機密情報の管理状況が適當ではないと当社が判断した場合、当社は、加入者に対し、当該機密情報の管理を改善するよう請求する能够とするものとし、加入者はこれに誠実に対処するものとします。</p> <p>9．加入者は、機密情報の漏洩等が発生した場合、またはそのおそれがある場合、直ちに当社に対し当該漏洩等に係る事実関係を通知するものとし、当社の指示に従い、原因究明に努め、必要かつ適切な措置を講じるものとします。</p>
--	---

<p>10. 加入者は、当社からの要請、利用契約に定める機密情報に係る使用目的の終了、または利用契約の終了に際して、当社に対し直ちに一切の機密情報を返却または破棄するものとします。なお、第4項但し書きに従い複製を行った場合は、機密情報に基づき作成されたノート、メモ、磁気媒体等一切の複製物についても同様とします。</p> <p>11. 加入者は、前項の定めにより機密情報を破棄した場合、当該破棄に係る事実を証明する書面を当社に提出するものとします。</p> <p>12. 本条の規定は、共通約款および基本サービス約款に基づく契約が終了した後、3年間存続するものとします。</p> <p>13. 前十二項の規定にかかわらず、本条の規定について、加入者と当社の間に別途取り決めた契約がある場合には、そちらを優先するものとします。</p>	<p>10. 加入者は、当社からの要請、利用契約に定める機密情報に係る使用目的の終了、または利用契約の終了に際して、当社に対し直ちに一切の機密情報を返却または破棄するものとします。なお、第4項但し書きに従い複製を行った場合は、機密情報に基づき作成されたノート、メモ、磁気媒体等一切の複製物についても同様とします。</p> <p>11. 加入者は、前項の定めにより機密情報を破棄した場合、当該破棄に係る事実を証明する書面を当社に提出するものとします。</p> <p>12. 本条の規定は、共通約款および基本サービス約款に基づく契約が終了した後、3年間存続するものとします。</p> <p>13. 前十二項の規定にかかわらず、本条の規定について、加入者と当社の間に別途取り決めた契約がある場合には、そちらを優先するものとします。</p>
<p>付則</p> <p>(1) 当社は特に必要があるときには、共通約款に特約を付することができるものとします。</p> <p>(2) 加入者の施設の技術仕様、または建物基本契約等の定めによって、特定のサービスの申し込みができない場合があります。</p> <p>(3) 第19条（料金等）の定めにかかわらず、基本サービスの加入促進を目的として、料金等の一部を減額する場合があります。</p> <p>(4) 共通約款は、2020年7月15日より施行します。</p>	<p>付則</p> <p>(1) 当社は特に必要があるときには、共通約款に特約を付することができるものとします。</p> <p>(2) 加入者の施設の技術仕様、または建物基本契約等の定めによって、特定のサービスの申し込みができない場合があります。</p> <p>(3) 第19条（料金等）の定めにかかわらず、基本サービスの加入促進を目的として、料金等の一部を減額する場合があります。</p> <p>(4) 共通約款は、2026年4月1日より施行します。</p>